

92 高等試験手続制定

〔明治二十年十二月〕

学科及之ニ要スル予備ノ学科ヲ修メタルトキハ之ヲ履歴書
中ニ詳記シ証書アラハ其写ヲ添ヘシ

第五条 兵役ニ関スル区戸長ノ証書ハ免役及猶予ヲ證明シタ
ルモノタルヘシ

(注記1)

第六条 試験出願者文官試験局ニ於テ定メタル日時ニ出席セ
サルトキハ当期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

十二月廿六日

高等試験手続ヲ定ム

文官試験局達

高等試験手続左ノ通相定 〔二十年十二月廿六日〕

高等試験手続

第一条 文官試験試補及見習規則第十八条ノ試験願書ハ書式

ニ従ヒ試験期日二十日前マテニ差出スヘシ其履歴書ニハ生
年月日住所ノ移動学事及職業ノ経歴賞罰身代限ノ有無等ヲ
詳記シ品行ニ關スル証書アラハ其写ヲ添ヘシ

第九条 試験委員ハ受持試験ノ三日前ニ筆記試験問題ヲ試験
ヒ所定ノ科目中ヨリ之ヲ定メテ公告スルモノトス

委員長ニ差出スヘシ

第十条 試験ハ午前九時ニ始リ正午ニ終ル試験室ハ九時十分
前ニ開キ九時ニ閉ツルモノトス但口述試験ハ午後ニ至ルコ
トアルヘシ

第十二条 試験委員ハ筆記試験ノ終リタル後二週間以内ニ答
弁書ヲ添ヘテ試験成績ノ報告ヲ試験委員長ニ差出スヘシ

第十三条 試験委員ハ口述試験ヲ終リタル後三日以内ニ試験
成績ノ報告ヲ試験委員長ニ差出スヘシ

第三条 高等中学校及高等商業学校（旧東京商業学校）ノ卒
業証書ヲ有スル者別ニ法律政治又ハ理財ノ学科ヲ修メタル

トキハ之ヲ履歴書中ニ詳記シ証書アラハ其写ヲ添ヘシ
第四条 五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者法律政治又ハ理財ノ

均点数トス平均点数ハ六十点ヲ以テ最下限トス但一科目ノ

(注記3) (注記2)

点数五十二達セサル者ハ合格者トスルコトヲ得ス

第十五条 高等試験ハ通常毎年十月ニ於テ之ヲ施行スルモノ

トス

第十六条 受験人ハ試験時間中退室スルコトヲ得ス退室シタ

ルトキハ当期ノ試験ヲ受クルヲ得サルモノトス

第十七条 受験人ハ室内ニ在リテ静肅ヲ旨トシ挙措進退總テ

試験委員ノ指揮ニ遵フヘシ

第十八条 受験人ハ試験問題ニ就キ試験委員ニ質問スルコト

ヲ得ス

第十九条 受験人ハ午前八時三十分マテニ受験人控所ニ參集

シ当日ノ試験ヲ了リタル後ハ直ニ退出スヘシ

第二十条 答弁書ハ其主意ヲ明瞭ニ記載シ文字ハ楷書若クハ

行書ニテ分明ニ記スヘシ

第二十一条 受験人ハ試験答弁書ニ予定ノ番号ヲ記スヘシ其

姓名ヲ掲クルコトヲ得ス

第二十二条 受験人ハ書類ヲ携帶シテ室内ニ入ルコトヲ得ス

試験願書式 用紙美濃紙

族籍戸主又ハ何某嗣子

二三男兄弟等ノ別

職業 姓名

生年月

私儀何官厅試補志願ニ付（法律ハ何国法律ニ依リ）高等試

験相受度別紙履歴書（卒業証書）（修学証書）写兵役ニ関

スル証書相添此段奉願候也

年月日

現住所

姓名印

文官試験局長官姓名殿

履歴書式 用紙美濃紙

何府県華士族平民

姓名

年号年月日生

本籍

一何府県何国何郡区何町村何番地戸主又ハ何某男兄弟伯叔父等現ニ本籍地ニ居住スルトキハ（現今本地ニ居住）
父等現ニ本籍地ニ居住スルトキハ（現今本地ニ居住）
数字ヲ本項ニ加へ次項ノ現今寄留地ヲ省クヘシ

現今寄留地

一何府県何国何郡区何町村何番地（何某方）寄留

住所ノ移動

一何年何月何地ニ生レ何年何月マテ居住

一何年何月何地ニ移転シ何年何月マテ居住

右ハ居住ヲ移転スル毎ニ之ヲ記スヘシ

学事

一何年何月ヨリ何地何某ニ就キ又ハ官公私立何学校ニ於テ

何学ヲ修メ何年何月ニ至ル所修ノ科目大略何々

一何年何月ヨリ何地官公私立何学校ニ入り何学科ヲ修業シ
何年何月卒業ス其証書ノ写別紙ノ如シ修業何年何月間ニ
シテ其科（□）（目ハ）何々

（抹消）（加筆）
一何年何月何地何学校若クハ其他ニ於テ何々ノ試験ヲ受ケ
及第ス其証書若クハ免許状ノ写別紙ノ如シ受験ノ科目ハ

何々

職業

テ罰ハ其受罰ノ日數過料罰金ノ額等ヲ記スヘシ
身代限ノ有無

一何年何月何地官公私立何学校何科教員トナリ教授ニ従事
シ何年何月解職其間何々ヲ兼勤シ何々ノ事務ニ従事ス以
上ノ辞令左ノ如シ

上ノ辞令左ノ如シ

此所ニ辞令ノ全文ヲ各通トモ掲クヘシ又私立学校等ニ

テ辞令ナキモノハ其俸給等ヲ本文ニ記スヘシ

一何年何月何官序ニ於テ何々拝命何年何月マテ何々ノ事務
ニ従事シ何年何月辞職以上ノ辞令左ノ如シ

辞令ノ全文ヲ掲クヘシ

一何年何月ヨリ何地何会社ニ傭ハレ（給料何円）何々ノ業

務ニ従事シ何年何月ニ至テ解傭其間給料ノ増減

一何年何月ヨリ何年何月マテ何業ニ従事ス

一何年何月ヨリ何々ノ著訳ニ従事シ何年何月ニ至ル其著訳

スル所ノ書名左ノ如シ

著訳書名ヲ掲クヘシ

賞罰

一何年何月何地ニ於テ何々事由ノタメ賞ヲ受ク其辭令左ノ

如シ

辞令全文ヲ掲ケ辞令ナキモノハ本文中ニ受賞ノ事由ヲ

記スヘシ

一何年何月何地ニ於テ何々事由ノタメ罰ヲ受ク

辞令アルモノハ各其全文ヲ掲ケ辞令ナキモノハ本文中

ニ其事由ヲ記シ又裁判所ノ宣告書ハ其要ヲ記スヘシ總

右ノ処分ニ付裁判所ノ申渡ヲ記スヘシ

年 月 日 姓 名 印

履歴書ハ楷書又ハ行書ニテ明瞭ニ記スヘシ

(注記1)

〔校正・印・謄写・印〕
(北岡)

(注記2)

「十九」（簿冊内件名番号）

(注記3)

〔明治二十年〕

〔〔公文類聚 第十一編 明治1〕
〔十年 第五卷〕 2A, 11. (292)〕